参考様式２－１　誓約書（理事）

**誓　約　書**

私は、社会福祉法人○○○会の理事就任にあたり、次の各号に該当しないことを誓約します。

また、今後これらの事項に該当したときは遅滞なく報告します。

１　社会福祉法第４４条第１項により準用される社会福祉法第４０条第１項各号

２　暴力団員等の反社会的勢力の者

　　　年　　　月　　　日

社会福祉法人〇〇○会

理事長　〇〇〇〇　　様

住　所

氏　名

|  |
| --- |
| （参考）  （役員の資格等）  １　社会福祉法第４４条第１項  　　第４０条第１項の規定は、役員について準用する。  （評議員の資格等）  ２　社会福祉法第４０条第１項  　　次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。  一　法人  二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  四　前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者    ３　審査基準第３の１の（６）  　　暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。 |

参考様式２－２　誓約書（監事）

**誓　約　書**

私は、社会福祉法人○○○会の監事就任にあたり、次の各号に該当しないことを誓約します。

また、今後これらの事項に該当したときは遅滞なく報告します。

１　社会福祉法第４４条第１項により準用される社会福祉法第４０条第１項各号

２　暴力団員等の反社会的勢力の者

　　　年　　　月　　　日

社会福祉法人〇〇○会

理事長　〇〇〇〇　　様

住　所

氏　名

|  |
| --- |
| （参考）  （役員の資格等）  １　社会福祉法第４４条第１項  　　第４０条第１項の規定は、役員について準用する。  （評議員の資格等）  ２　社会福祉法第４０条第１項  　　次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。  一　法人  二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  四　前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者  ３　審査基準第３の１の（６）  　　暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。 |

参考様式２－３　誓約書（評議員）

**誓　約　書**

私は、社会福祉法人○○○会の評議員就任にあたり、次の各号に該当しないことを誓約します。

また、今後これらの事項に該当したときは遅滞なく報告します。

１　社会福祉法第４０条第１項各号

２　暴力団員等の反社会的勢力の者

　　　年　　　月　　　日

社会福祉法人〇〇○会

理事長　〇〇〇〇　　様

住　所

氏　名

|  |
| --- |
| （参考）  （評議員の資格等）  １　社会福祉法第４０条第１項  　　次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。  　一　法人  二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  四　前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者  ２　審査基準第３の１の（６）  　　暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。 |